

平成28年3月25日制定

社会福祉法人八代市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2. 内容

【目標1】

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行うとともに、職場における育児に関する意識を高め、育児を行なう職員に対し理解と協力が得られる体制づくりを図る。

<対策>

- 平成28年4月～ 資料を作成し、定期的に職員研修会等で周知を行なう。

【目標2】

育児休業終了後に職場復帰しやすい環境の整備を行う。

<対策>

- 平成28年4月～ 育児休業期間中に職場の状況を伝えるため、対象職員とは随時、連絡を取り合うとともに、育児休業終了後の業務内容等について復帰前より段階的に話し合う体制を整える。